

第三次千葉県地域福祉支援計画の見直しについて

令和元年 9 月 2 日

健康福祉政策課

第三次千葉県地域福祉支援計画は、平成 27 年度から令和 2 年度までの 6 年間の計画であり、中間年に見直しをすることとしています。

そこで、平成 30 年 4 月に施行された改正社会福祉法や、将来に向けた人口や世帯構成など社会状況の変化を踏まえ、計画の見直しを行いました。

「互いに支え合い安心して暮らせる地域社会」の構築を目指し、地域の実情を踏まえて、引き続き地域福祉を推進していきます。

1 千葉県地域福祉支援計画とは

(1) 計画の位置付け

社会福祉法第 108 条により、市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定めた計画であるとともに、千葉県における地域福祉推進の基本方針として、生活困窮者の支援など、対象者によらず共通して取り組むべき事項などを掲げています。

(2) 計画の理念

「互いに支え合い安心して暮らせる地域社会」の構築を目指して

2 中間見直しのポイント

(1) 誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」の実現に向けて

社会福祉法の改正において、誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉推進の理念が明確化され、行政が地域福祉の推進のために必要な措置を講ずることが求められたことを踏まえ、こうした考え方を「私たちが目指す地域の姿」に反映させるとともに、「市町村と県の役割」を整理して、計画に位置付けました。

① 私たちが目指す地域の姿

- 「他人」が抱える課題を「我が事」として捉えるとともに自助の力を高め、地域社会づくりに参加する。
- 地域社会の構成員や専門職が連携しながら課題解決を図っていく環境を整え、互助の力を高めていく。

② 市町村と県の役割

- 市町村は、関係者の中で現状や課題を把握し、将来像を共有化しながら、地域福祉計画を策定するとともに、包括的・総合的な総合相談支援機能を確保した体制を構築。
- 県は、市町村地域福祉計画の策定・見直しを支援するとともに、各分野の相談支援機能等の確保・充実の支援と、総合相談支援機能の普及を図る。また、医療機関の役割分担と連携の促進や、専門職の人材育成、福祉教育など、市町村の行政区域を越える保健医療・福祉の課題の解決に向けて、市町村と連携して取り組む。

(2) 地域福祉を支える人材の確保・育成

本県の介護職員数は、2025年度には需要見込数109,785人に対し、供給数は81,399人となり、28,386人不足すると見込まれています。

こうしたことから、福祉人材の確保・定着対策に向けて、新規就業や離職者への再就業の促進等のほか、シニアや外国人介護人材など、様々な人材の活用の推進に向けて取組を見直しました。

- 介護分野への新規就業や離職者の再就業の促進
- 事業者と求職者のマッチング機能の強化
- 介護職員のキャリアアップの支援
- 介護ロボットの導入支援
- 県内の若手介護職員を「介護の未来案内人」として委嘱、介護の仕事の魅力を発信
- 外国人介護人材の受入のための事業者説明会や語学研修会
- シニア人材を対象とした介護の職場体験、事業者とのマッチング

(3) 相談支援機能等の確保・充実

生活困窮や虐待、ひきこもり、出所者への適切な対応など、問題が顕在化しにくい生活課題の多様化に対応できるよう、市町村の各分野の相談支援機能等の確保・充実を支援するとともに、相談を総合的・包括的に受け止める体制の構築の支援について、新たに計画に位置付けました

- 中核地域生活支援センターにおける包括的相談支援の実施や、市町村のバックアップ
- 児童の相談支援体制の強化として、専門職員研修や専門家のアドバイザー派遣により要保護児童対策地域協議会の機能を強化
- 子どもの貧困対策として、経済的な支援や保護者の就労、住まいの確保、学習の支援等を実施
- 適切な支援のもとに成年後見制度の利用が促進されるよう、地域の体制づくりを支援
- がん患者、難病患者、認知症の方やその家族等への支援
- 犯罪をした者等への切れ目のない更生支援の推進